

# 激変環境下の会計を理解するための特別講義 第2回

## ～二つの会計観とホーリスティック観～

名古屋大学経済学研究科教授 角ヶ谷 典幸

### 1. 序：日本における国際財務報告基準（IFRS）適用をめぐる議論

前回述べたように、日本では1997年以降、「会計ビッグバン」と称せられる会計基準の大改正が行われた。また、2005年の企業会計基準委員会（ASBJ）と国際会計基準審議会（IASB）の合意以降——とりわけ2007年のいわゆる「東京合意」以降——、日本基準と国際財務報告基準（IFRS）との差異は急速に減少し、2008年には欧州委員会（EC）から「日本において一般に認められている会計原則はIFRSと同等である」という評価を得た。

このように日本の会計基準の国際化はほぼ完了しているにもかかわらず、IFRSの適用をめぐる議論を続けている企業会計審議会では、多くの委員が日本の固有性への配慮の必要性を説いている。たとえば、自見庄三郎前金融担当大臣は、大震災後の2011年6月21日に、IFRSを強制適用するのであれば、その時期を延期すべきである旨の提言をした。大震災の影響に加えて、米国の情勢の変化、産業界からの要望および日本固有の会計・周辺制度への影響などが延期の理由であった。とりわけ、日本の固有性に関しては、「会計基準が単なる技術論だけでなく、国における歴史、経済文化、風土を踏まえた企業のあり方、会社法、税制等の関連する制度、企業の国際競争力などと深い関わりがあることに注目」しながら議論を展開すべきことが提案された。

それ以前にも、日本の固有性への配慮の必要性は様々な形で提案されてきた。2009年6月に企業会計審議会から公表された「我が国における国際会計基準の取扱いに関する意見書（中間報告）」では、「IFRSの基準としての内容及び今後の改訂動向については、十分な注視を行うとともに、我が国の商慣行や経営実態、会計実務を踏まえつつ、国際的に受け入れられるような情報発信が不可欠である。」（傍点一筆者）と述べられている。

しかしながら、日本の会計環境が他国といかに異なるのかについては未解決で、曖昧にされたままである。そこで今回は、日本の会計環境がいかに他国と異なるのか、またそれがIFRS適用の議論をする上でいかなる意味をもつのかを、前回取り上げた二つの会計観の対比およびローカルな視点とグローバルな視点との対比を通じて考えたい。

### 2. 日本の会計環境はいかに他国と異なるのか

各国の経営・会計制度は当該国の歴史的、法的、社会的、経済的および政治的要因に組み込まれている。したがって、経営・会計環境が異なれば、IFRS適用の初期（前提）条件も変わりうる。前回も言及したが、日本の伝統的な会計制度は、3つの法律すなわち商法（会社法）、証券取引法（金融商品取引法）および法人税法からなる「トライアングル体制」に特徴づけられてきた。証券取引法と商法との結びつきは、「情報提供」（意思決定に役立つ情報の提供）だけでなく「利害調整」（財産の取り分をめぐり利害の線引き）も重視し、投資家（株主）だけでなく経営者、債権者、その他の関係者を含む幅広い利害関係者も同等に重視しようとする日本の会計環境を生み出してきた。また、商法と法人税法との結びつきは、確定決算主義（株主総会で確定した計算書類に基づいて課税所得の計算を行う考え方）というアングロ・アメリカンモデルにはない会計制度を生み出してきた。

企業環境も欧米のそれとは相違する。日本には上場企業が約3,900社ある。イギリス、フランス、ドイツにおける規制市場（欧州共通の投資者保護のための情報開示ルールが適用される市場）における上場企業数はそれぞれ1,077社、593社、639社であり（企業会計審議会総会・企画調整部会合同会議議事録資料、2011年12月22日開催）、その数は群を抜いて多い。しかし、表1に示したとおり、日本の株式会社の99パーセント以上は、間接金融が中心

表1 日本企業の分類と会計基準

企業の分類	会社数	連結財務諸表	個別財務諸表
①上場会社	約 3,900 社	日本基準 (米国基準・IFRSの任意適用)	日本基準
②金融商品取引法開示企業 (①以外)	約 1,000 社	日本基準 (IFRSの任意適用)	日本基準
③会社法大会社 (①, ②を除く)	約 10,000 社 (①, ②を除く)	作成義務なし	日本基準 (簡便法)
④上記以外の株式会社	約 2,500,000 社 (①, ②, ③を除く)	作成義務なし	中小企業会計指針 新たな区分

(注) 企業会計審議会総会・第24回監査部会合同会合議事録資料(2010年3月26日開催)を参考に筆者作成。

で国内の銀行から資金調達を行っているだけである(主に表1④の企業群がこれに相当する)。

かかる事実は、かりに日本基準に代えてIFRSを強制適用するとした場合、その適用範囲をどのように決定すればよいかという問題を生じさせる。たとえば、IFRSを上場企業全てに適用するのか、連結のみならず個別にも適用するのかを決定する必要がある。近年、IFRSの(強制)適用の範囲を、上場企業(約3,900社)のなかでもグローバルな営業・財務活動を行っている企業(約250社)の連結財務諸表に限定しようとする意見が有力になりつつある。これはローカルな視点(国内に軸足を置く企業の便益)を犠牲にすることなく、グローバルな視点(国際的に統一されたスタンダード)を取り入れようとする試みである。

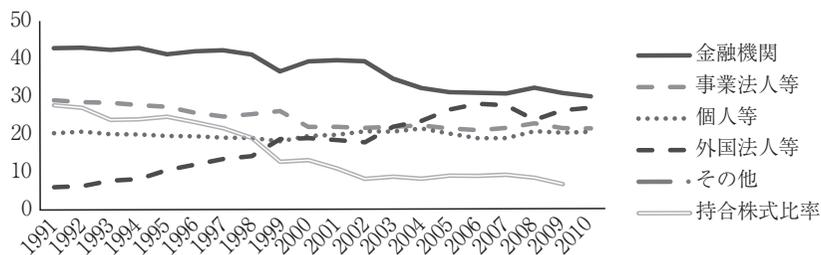
### 3. ローカルな視点とグローバルな視点の対立

このような歴史的、法的、企業環境以外にも、日本の固有性は存在する。たとえば、日本人は他の先進国の人々に比べてパワーディスタンス(特権や権力に関わる上下関係)、長期志向性(持続性や忍耐力)および集団主義的傾向(個人と個人の結びつき)が強いことが知られている。一般に、このよう

な国では、競争や効率を重んじるアングロ・アメリカンモデル(自由市場経済)よりも共存共栄を志向する協調市場経済が好まれ、それを支えるための長期的視点が重視される。実際、企業と銀行との密接な関係は「メインバンクシステム」として、企業と企業との協調的な関係は「系列」として、また企業と従業員との長期的な関係は「終身雇用制度」として具体化されてきた。このような日本人の特性や経営環境と(短期的な価格変動の影響を極力排除し)長期的な視点を重視する伝統的な会計観(原価主義会計)が一体となって、日本固有の会計環境を形作ってきた。このようなシステム間の連繋は、「制度的補完性」と呼ばれている。

しかし、1990年代以降は企業と銀行間の関係が劇的に変化した。たとえば、1991年から2010年(株式持合比率は2009年)までの推移をみると、日本の上場企業における金融機関の株式所有割合は42.8%から29.7%に13.1%下落し、株式持合比率は27.7%から6.5%に21.2%下落している。それとは対照的に外国人持株比率は6.0%から26.7%に20.7%上昇している(図1参照)。これらのデータは、企業のみならず、資本市場のグローバル化が急速に進展したことを示している。

図1 日本の上場企業の株式所有比率



(注) 伊藤正晴「銀行を中心に、株式持ち合いの解消が進展—株式持ち合い構造の推計：2010年版—」(大和総研, 2010年)および東京証券取引所「平成22年度株式分布状況調査の調査結果について」(2011)を参考に筆者作成。

IFRSの適用のあり方を検討している企業会計審議会の委員の主張は、国内の制度的補完性をより重視すべきとする見解（国内調整派）と、グローバル化をより重視すべきとする見解（国際対応派）とに大別できる。国内調整派は日本の会計および周辺制度の整備状況を踏まえてIFRSをより慎重に導入すべきであると主張するのに対し、国際対応派は日本の国際的なプレゼンスを向上させる観点からIFRSをより積極的に導入すべきであると主張する。

#### 4. ローカルな視点—国内調整派—

より具体的にいうと、国内調整派は、日本の第2次産業・製造業のウエートが他の主要先進国に比べて高いことを強調する。実際、日本の上場企業のうち、第2次産業は48%、製造業は43%を占めており、また時価総額では、第2次産業が59%、製造業が53%を占めている（企業会計審議会議事録、2011年11月10日資料）。製造業を代表する企業会計審議会の委員は次のように述べている。

「今までの日本のものづくりというのは、ゴーイングコンサーン（継続企業）を前提とした企業会計原則、要するに保守主義の原則とか継続性の原則等を尊重して、そこで健全な経営がなされてきた。そういう総括がされないままに、ある意味では企業の金融商品化ですよね、（つまり、IFRSの適用を前提にして）日本のものづくりを行なって、本当にいいのか。」

（和地委員の発言、企業会計審議会議事録、2011年6月30日開催。括弧内一筆者）

このような「ものづくり」、「ゴーイングコンサーン」および「長期的視点に立った経営」は、国内調整派—日本経団連、製造業、日本労働組合総連合会（連合）、国税・税理士関係者、（大多数の）学識経験者—に共有されているキーワードである。国内調整派はさらに、製造業の製造プロセスを適切に描写するためには、公正価値会計よりも原価主義会計の方が望ましく、資産負債アプローチに基づく包括利益よりも収益費用アプローチに基づく純利益の方が望ましいと主張している。

#### 5. グローバルな視点—国際対応派—

一方、国際対応派は、IASBが高品質で透明性が高く理解可能な単一の財務報告や財務情報を開発しようとしていること、あるいはIASBが世界の資本市場に関係する様々な関係者の経済的意思決定を促進させようとしていることに同調する。

世界の資本市場の時価総額に占める東京市場のシェアは、約15年前は約21%であったが、現在は約6%である（企業会計審議会議事録、2011年10月17日）。それゆえに、魅力あるグローバルな資本市場の再構築が日本において求められている。たとえば、四大監査法人の代表である企業会計審議会の委員は次のように述べている。

「やはり会計基準というのは、投資者が投資判断を行うに当たって、企業の経営成績や財政状態などを測定するための、いわばものさしとして、資本市場における重要なインフラとなっていることは確かだと思っております。日本基準を知らしめるというのはなかなか難しいと思います。ということになりますと、IFRSを一つの物差しとして（つまり、日本でもIFRSを導入し）、国際的にも声を大きくしていったほうがよいのではないかと思っております。」

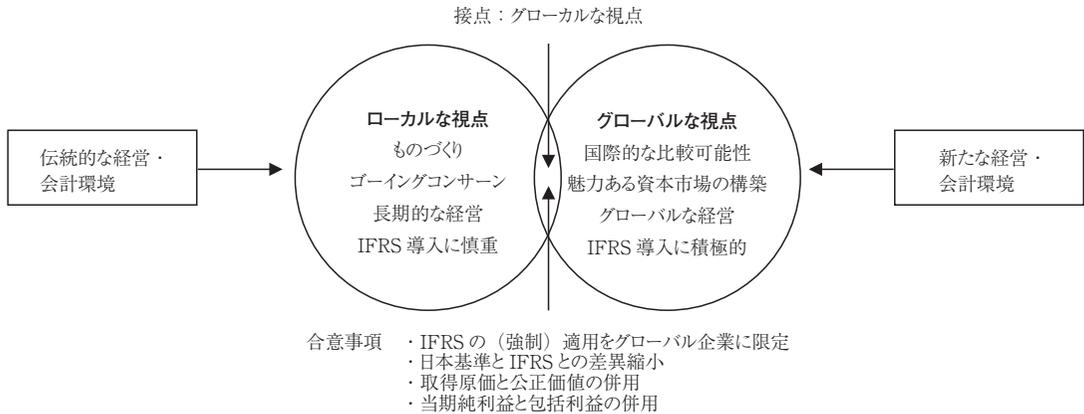
（関根委員の発言、企業会計審議会議事録、2011年10月17日開催。括弧内一筆者）

このような「財務報告の透明性」「国際的な比較可能性」および「魅力ある資本市場の構築」は、国際対応派—証券会社・格付機関、サービス業、東京証券取引所、証券アナリスト、日本公認会計士協会、（ごく一部の）学識経験者—に共有されているキーワードである。国際対応派は同時に、日本経済は成熟化しており国内市場での成長が見込めないことを理由に、グローバルな視点に立った経営の必要性を訴えている。

#### 6. ローカルな視点とグローバルな視点の接点 —グローバルな視点—

既述の通り、ローカルな視点（国内調整）とグローバルな視点（国際対応）は必ずしも相容れるものではない。ローカルな視点は、日本の伝統的な経営実態、商慣行、会計実務、つまり第2次産業（製造

図2 ローカルな視点とグローバルな視点の対立と接点



業)、トライアングル体制、協調市場経済(企業・銀行間、企業間、労使間等の長期的な協調関係)、確定決算主義、その他のインフラへの配慮を重視する。一方、グローバルな視点は、企業の国際的な競争力、資本市場の国際的な魅力、会計専門家の国際的な地位の向上などを重視する。具体的には、第2次産業から第3次産業へのシフト、大企業を中心とした資金調達方法の変化(直接金融の増加)、外国人持株比率の増加などの環境変化を直視する(図2参照)。

国内調整派は日本の固有性を存続させるためにIFRSの導入に慎重な姿勢をとるが、国際対応派は日本の固有性を国際的に受け入れさせるためにIFRSの導入に賛成する。しかし、いずれも日本の固有性を否定しているわけではない。国際対応派が否定しようとしているのは日本基準の存続ではなく、日本の固有性を理由に会計基準の国際化を遅らせることである。

国際対応派はとくに、日本が積極的にコミットしない場合には、IFRS財団の評議員やIASBの理事などの議席を失い、それによって、「日本の独特の慣行、経営慣行等を国際会計基準の中に取り込んでいくための道が閉ざされてしまう」(山崎委員の発言、企業会計審議会議事録、2011年6月30日)ことを懸念している。興味深いのは、製造業を代表する国内調整派の委員も皮肉混じりに同様の指摘をしていることである。

「個人的にはIFRSはあまり好きな会計ではありませんので、これ以上IFRSが悪くならないた

めには日本が影響力(発言権)を持っていただきたい。そのためには、強制適用するという姿勢は必要かなと思ってはいます。ただ、適用範囲は限定する必要があるだろうと思っています」

(八木委員の発言、企業会計審議会議事録、2011年6月30日)

上記引用のうち、IFRSを強制適用する場合には適用範囲を限定する必要があるという発言は、国内調整派と国際対応派の接点を見出そうとするものである。実際、企業会計審議会の会議では、IFRSの適用範囲をグローバル企業(約250社)に限定することにに関して、国内調整派と国際対応派との間に歩み寄りがみられるようになってきた。

このような国内調整派と国際対応派の接点(ローカルな視点)を見出す努力は、日本におけるIFRS適用を方向付ける上で不可欠である。なぜならば、日本の意見を国際的に発信するためには、「オールジャパン」としての合意が必要だからである。両派には、IFRSの適用範囲以外にも3つの共通点がある。

第一に、いずれも日本基準とIFRSとの差異縮小には前向きなことである。このことは、日本の経営・会計環境が複雑な経路を辿りつつも徐々にアングロ・アメリカンモデル(自由市場経済)に移行している事実と符合する。

第二に、いずれも公正価値会計の部分適用を肯定していることである。したがって、伝統的な会計観(原価主義会計)支持者も新たな会計観(公正価値会計)支持者も、取得原価(取得価額)と公正価値

を内包する混合測定モデルを支持していることになる。

第三に、当期純利益およびリサイクリング（その他包括利益から当期純利益への再分類調整）が支持されていることである。リサイクリングを行えば、資産負債アプローチと収益費用アプローチ、公正価値会計と原価主義会計をはじめとする対立概念をホーリスティック（全体的・包括的）に統合することが可能となる。

## 7. 結：ホーリスティック観

たしかに、伝統的な会計観（原価主義会計）には製造（ものづくり）やローカルな視点（国内調整派の見解）との結びつきが認められ、新たな会計観（公正価値会計）には金融・サービスやグローバルな視点（国際対応派の見解）との関係が認められる。実際、伝統的な会計観の理論的な根拠とされる「企業会計原則」では産業社会と整合的な収益費用アプローチがとられ、逆に新たな会計観の根拠とされる「討議資料 財務会計の概念フレームワーク」（以下、「概念フレームワーク」という）では金融社会に適合する資産負債アプローチがとられていると解されることがある。

しかし、「概念フレームワーク」では、資産負債アプローチだけではなく、収益費用アプローチも内包されている。さらに、財務報告の目的（情報提供機能、利害調整機能）、測定基準（公正価値、取得原価）、利益概念（包括利益、純利益）をはじめとする様々な対立的概念が内包されており、表2に示したように、むしろ「ホーリスティック観」（全体的・包括的な見方）がとられている。

ただし、金融化・サービス化の波に押され、金融社会により適合する公正価値会計の適用範囲が拡大してきたことも事実である。金融社会では、努力（費用）と成果（収益）のプロセスを示す収益費用

アプローチに基づく利益よりも、どれだけ純財産が増加したのかという結果としての利益を示す資産負債アプローチが好まれる。それゆえ、取得原価よりも公正価値が、また純利益よりも包括利益が好まれる傾向にある。

だからといって、公正価値会計だけを志向すればよいわけではない。公正価値会計に偏重することの危険性は金融危機が起こるたびに認識させられてきた。言うまでもなく、金融危機の前後には、市場価格が上下のバイアスを含み、公正な価格が存在しなくなるからである。古くは、1930年代に、資産再評価（公正価値会計）の実務が世界大恐慌を加速させたことが知られている。また近年では、2008年9月のリーマン・ブラザーズの破綻に端を発した金融危機を契機にして、世界的に金融商品の公正価値評価が一部凍結（売買目的有価証券、その他有価証券、満期保有目的の債券の振替が容認）され、金融商品の（全面的）公正価値評価モデルが幻想であったことが浮き彫りにされた。これらの史実は、公正価値会計のみならず、原価主義会計の重要性を再認識させるものであり、公正価値と取得原価との使い分け、すなわちホーリスティック観の妥当性を裏付けるものである。

本連載の初回は1990年代以降の日本の会計制度を通じて、また今回は日本におけるIFRS適用およびグローバルな視点からホーリスティック観の妥当性を論じた。今回は、伝統的な会計観（原価主義会計）と新たな会計観（公正価値会計）がどのように結びつき、いかなる意味でホーリスティックなのかについて説明する予定である。また、アナログ（簿記）システムとデジタル（情報）システムの関係について説明し、最終的に激変環境下における簿記・会計・情報上の含意を得たいと考えている。

表2 ホーリスティック観

	伝統的な会計観 原価主義会計 収益費用アプローチ	ホーリスティック観 「概念フレームワーク」	新たな会計観 公正価値会計 資産負債アプローチ
予定している社会	産業社会		金融社会
財務報告の目的	利害調整機能		情報提供機能
測定基準	主に取得原価	取得原価、取替原価、公正価値、現在価値など	主に公正価値
利益概念	純利益重視	純利益と包括利益の併存	包括利益重視